

介護保険施設等における協力歯科医療機関について

茨城県歯科医師会から以下のようなお知らせがありました。

介護保険施設の協力歯科医療機関について

厚労省からのQ & Aに加え、茨城県地域ケア推進室(旧介護保険室)より以下の通知が発出されていますので、改めてお知らせ致します。

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/jigyo/kaigo/30kaisei/documents/shikairyuu.pdf>

○介護保険施設等における歯科医療について (平成30年6月11日)

(問) 特別養護老人ホームへの入所するまで、かかりつけ医として歯科診療を行っていた歯科医院で、施設入所後も利用者の希望があり歯科診療を提供しようとしたところ、施設から「施設入所後は、協力歯科医院が歯科診療を提供する。」と言われた。介護保険施設等における歯科医療は、協力歯科医院のみが提供するのか。

(答) 歯科医療を提供する場合、利用者の意向を確認する必要があるため、利用者の希望があるにもかかわらず、歯科医療の提供を協力歯科医院に限定した取り扱いは適切でない。

(参考)

平成30年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 1) (平成30年3月23日)

【全サービス共通】

○ 介護保険施設等における歯科医療について

問1 介護保険施設等における歯科医療について、協力歯科医療機関のみが歯科医療を提供することとなるのか。

(答) 介護保険施設等における歯科医療について、歯科医療機関を選択するのは利用者であるので、利用者の意向を確認した上で、歯科医療が提供されるよう対応を行うことが必要である。

一般的に要介護高齢者の歯科診療は、信頼関係が構築されていて、ご本人のいままでの状況を熟知している、かかりつけ歯科医が行うことがふさわしいと考えられます。

しかし、施設側は協力歯科医にすべて任せなければならない、協力歯科医はその施設の入所者の方をすべて診なければならないという双方の誤解によって、ご本人やご家族の希望にそわないかたちでの診療が行われてしまうケースがあります。

このような状況を見聞きした場合には上記のQ & Aをお示しいただき、適切なお助言をしていただくようお願いいたします。